

平成30年度 熊谷市立妻沼小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針

「いじめは、どの学校でもどの学級でも、どの児童にも起こりうる」（いつでも、どこでも、誰にでも）という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめを起こさせない学校といじめを許さない集団をつくるため「熊谷市立妻沼小学校いじめ防止 基本方針」を策定した。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という認識を持つ。
- (2) いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (3) いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- (4) 児童と児童、児童と教員の間に関感的・受容的な人間関係を築く。
- (5) 学校が一丸となって組織的に対応する。

4 組織 ※いじめ防止対策推進法における組織 参照

- (1) いじめ対策委員会
 - 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため
 - 構成員：校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・学年主任・特別支援教育コーディネーター・PTA会長・学校評議員・校区連絡会・スクールガードリーダー
 - ※必要に応じて、構成員を増減できる。（関係者以外の召集可）
 - 会議
 - ・定例会（年3回程度）
 - ・校内委員会（生徒指導推進委員会と兼ねる）
 - ・臨時会議
 - 内容
 - ・学校基本方針に基づく取組みの「実施、進捗状況の確認、定期的検証」
 - ・教職員の共通理解と意識の高揚
 - ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識の啓発、意見聴取
 - ・重大事態への対応
 - ・いじめへの対応やいじめが疑われる行為の集約、個別相談の受け入れ
- (2) 子どもいじめ対策委員会
 - 目的：子どもたち自ら「いじめ」問題に気づき・考え・解決していこうとする実践的な態度を身に付ける
 - 構成員：代表委員会
 - 会議：6月、9月、12月、2月
 - 内容
 - ・「いじめ撲滅スローガン」の設定

5 重大事態への対応 ※いじめ緊急対応マニュアル 参照

○児童や保護者からいじめられて重大事態にいたったという申し立てがあったときには、次の対応を行う。

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日以上欠席などの状況に至った場合 等

- ①事実確認
- ②情報の共有（いじめ対策委員会の開催）
- ③外部への対応を一本化
- ④教育委員会へ報告

6 いじめの未然防止

(1) 道徳教育の充実

①教育活動全体をとおして

- ・「いじめをしない、ゆるさない」の資質をはぐくむために、道徳の授業を要としてあらゆる教育活動をとおして行う。
- ・道徳教育推進教師を中心に、協力体制を整える。
- ・道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

②道徳の時間をとおして

- ・「いじめ撲滅月間（5月）」に内容項目「2 主として他の人のかかわりに関すること」を扱う。

(2) 「いじめ撲滅月間」の取組みをとおして

- ・代表委員による「いじめ撲滅」に向けたキャンペーンの実施
- ・校長等による講話
- ・学校だよりやHPによる広報活動
- ・親子での標語づくり

(3) 「人間関係」に向けて

- ・総合的な学習の時間に「ソーシャルスキルトレーニング」を行う。（年10時間）
- ・学級担任が学級での雰囲気やスキルの定着度を把握し、温かな雰囲気を醸成するとともにいじめのない集団づくりに努める。

(4) メディアリテラシー教育をとおして

- ・「携帯・インターネット教室」の開催
- ・児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯を使うことのできる能力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

7 いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

(1) 児童の観察

- ・登校時間：今日の出会、はじめの一言を大切にす。
- ・健康観察：一人ひとりの表情を確認し、呼名の返事等にも気をつけ、個の状態を掴む。
- ・授業：子どもと学ぶ・子どもに学ぶ
- ・休み時間：友人関係（仲間）や児童の興味あるもの等を把握する。
- ・給食時間：グループに入り、なごやか雰囲気の中で情報収集に努める。
- ・清掃時間：終了後の見届けから、子どもの心の状態を推察する。
- ・下校：気持ちのよいあいさつで下校する。

- (2) 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
 - ・いじめアンケート調査を月1回実施し、実態を把握する。
 - ・「いじめ」を認知したときには、「いじめ緊急対策マニュアル」に基づき対応する。
 - ・全職員で実態を共有する。
- (3) 教育相談等の実施
 - ・教育相談日の設定（年5回）必要に応じ随時実施
 - ・保護者が相談しやすい環境をつくる。
- (4) 地域からの情報収集
 - ・民生委員、主任児童委員
 - ・地域相談員
 - ・学校評議員
 - ・交通ボランティア 等

8 PDCAサイクルによる点検・見直し等

- 前期、後期に1度ずつ行う
- 「いじめ対策委員会」：6月、11月、12月に開催
- 研 修 会 ：8月、12月、3月に実施
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - ・生徒指導、教育相談に係る研修
 - ・情報モラル研修
 - ・人権教育研修 等